

別添

## 森之宮府有地を活用した水素ステーション及び 情報発信拠点施設整備に関する基本協定書(案)

大阪府（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲所有の森之宮府有地（以下「府有地」という。）について次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が、甲の定める「森之宮府有地を活用した水素ステーション及び情報発信拠点施設整備に関する事業者公募要項」（以下「要項」という。）に基づき作成し、提出した事業計画提案書で提案した事業（以下「本事業」という。）を実施する意思があることを確認するとともに、府有地の事業用定期借地権設定契約（以下「契約」という。）の締結に向けた甲及び乙のそれぞれの役割について必要な事項を定め、本事業が確実かつ円滑に実施されることを目的とする。

2 甲及び乙は、相互の果たす義務の遂行に最大限の努力を払うものとする。

（契約の予約）

第2条 乙は、甲と別紙土地調書に記載する土地（以下「本件土地」という。）について、契約を締結することを予約する。

2 甲は、第1条記載の本協定の有効期間中において、乙の了承を得ることなく第三者に本件土地を使用させず、又は使用させる旨の約束をしないものとし、甲は、乙のみと契約の交渉を行うものとする。

（契約の締結）

第3条 乙が前条に基づき契約の締結を申し出たときは、速やかに契約を締結するものとする。なお、契約は公正証書にて契約締結するものとする。また、契約締結に必要な一切の費用は乙の負担とする。

（保証金）

第4条 乙は甲に対し、本協定の締結後、速やかに甲が発行する納入通知書により金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円を保証金として納付するものとする。

2 前項の保証金は、契約保証金に充当することができる。

3 保証金には利息を付さない。

(関係機関等との協議等)

第5条 乙は、契約の締結に先立ち、甲並びに大阪市等の関係機関等と協議の上、本事業実施に際して必要な手続きを進めなければならない。

(事業スケジュール)

第6条 本事業のスケジュールは、概ね次のとおりとする。

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 契約の締結       | 平成27年9月 |
| (2) 本件施設の建設工事着手 | 平成27年9月 |
| (3) 本件施設の運営開始   | 平成28年4月 |

2 前項に規定するスケジュールをやむを得ず変更する必要がある場合は、甲乙協議の上で変更するものとする。

(準備行為)

第7条 甲と乙は、契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うものとする。

(契約不調の場合における処理)

第8条 事由の如何を問わず契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用はそれぞれの負担とし、互いに請求しない。ただし、第4条に定める保証金の取り扱いについては、第12条に定めるとおりとする。

(募集要項等の遵守)

第9条 乙は、本事業の遂行にあたり、要項に記載された事項及び自らの提案内容を遵守しなければならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(本協定の変更)

第10条 本協定の規定は、甲と乙の書面による合意によらなければ変更することはできない。

(本協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間もしくは契約締結時のどちらか早い時点までとする。ただし、乙の責に帰さない理由により、契約に先立ち完了し

なければならぬ手続き等が未了のため契約が締結できない場合等は甲乙協議の上、有効期間を延伸できる。

(協定有効期間満了時における取扱い)

第 12 条 乙の責めに帰すべき事由により契約の締結に至らずに第 11 条に定める有効期間を迎えた場合、第 4 条の保証金全額は甲に帰属するものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により契約の締結に至らずに第 11 条に定める有効期間を迎えた場合、乙は甲に対し第 4 条の保証金全額の還付を請求することができる。

3 甲乙相互の責めに帰することが出来ない事由により契約の締結に至らずに第 11 条に定める有効期間を迎えた場合、乙は甲に対し第 4 条の保証金全額の還付を請求することができる。

(裁判専属管轄)

第 13 条 本協定は、日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属所管裁判所とする。

(協議事項)

第 14 条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙双方が協議して定める。

(共同応募の場合)

乙は別添様式 5 「共同企業体協定書」により構成員全員で本協定の内容を共同連帯して履行するものとし、本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 27 年 月 日

甲 大阪府  
代表者 大阪府知事 松井 一郎<sup>印</sup>

乙 (住所)  
(商号又は名称)  
(代表者職氏名) <sup>印</sup>

(別紙)

## 土 地 調 書

- (1) 所在地 大阪市城東区森之宮一丁目1番5  
(住居表示) (大阪市城東区森之宮一丁目6-102)
- (2) 貸付面積 1390.27 m<sup>2</sup>
- (3) 地 目 宅地
- (4) 所有者 大阪府